

平成 2 4 事業年度 業務実績報告書

自 平成 2 4 年 4 月 1 日
至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日



独立行政法人空港周辺整備機構

I	はじめに		1
II	業務運営に関する報告		
1.	中期目標の期間		2
2.	業務運営の効率化に関する事項		2
3.	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	..	10
4.	財務内容の改善に関する事項		36
5.	その他業務運営に関する重要事項		44

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成22年6月25日、同委員会改定）に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構の平成24事業年度に係る業務運営評価のために作成したものである。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期計画において中期目標期間における項目の目標が具体的な数値（目標値）により設定され、かつ、年度計画において当該年度における当該項目の目標が目標値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ次の形式で報告する。

《目標値が設定されている場合》

- ①年度計画における目標値設定の考え方
- ②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）
- ③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し
- ④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《上記以外の場合》

- ①年度計画における目標設定の考え方
- ②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し
- ③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1. 中期目標の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間

2. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 組織運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

2. 業務運営の効率化に関する事項

整理合理化計画等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、組織のスリム化及びコスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 組織運営の効率化

空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、整理合理化計画を着実に実行すること。

また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しに伴う将来の事業量の推移並びに平成22年度までに行うこととしている独立行政法人以外の形態を含めた組織の在り方の検討結果を踏まえて所要の見直しを行うこと。

【中期計画】

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（以下「整理合理化計画」という。）等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等及びこれまでの取組を継続して行うことにより、組織運営及び業務運営の効率化を推進して事業の進捗を図る。

(1) 組織運営の効率化

① 空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成20年度において、大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで、事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編する。これに伴い、移転補償課は廃止する。

また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果並びに将来の事業量の推移等を踏まえ、更なる組織・定員の見直しを行い、組織運営の効率化を図る。

② 事業の実施形態及び組織のあり方については、独立行政法人以外での実施形態を含めた組織の在り方について平成22年度までに結論が出される予定であり、その結果を踏まえて、所要の見直しを行う。

【平成24年度計画】

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(1) 組織運営の効率化

事業量の減少及び本年7月に予定されている関西国際空港・大阪国際空港の経営統合を踏まえ、大阪国際空港事業本部においては、固有事業課と緑地整備課を統合するなど10名の定員削減を行い、福岡空港事業本部においては、事業第一課1名の定員削減と本社機能移転に伴う組織体制強化のため総務課3名の増員を行い、組織運営の効率化を図る。また、福岡空港事業本部の単体化に伴い、役員数を現在の6名から4名に削減する。

年度計画における目標設定の考え方

事業の見直し等に伴う事業量の減少及び7月に予定されている関西国際空港と大阪国際空港の経営統合を踏まえ、大阪国際事業本部においては、固有事業課と緑地整備課を統合するなど、事業部及び総務部合わせて10名の定員削減を行い、福岡空港事業本部においては、事業第一課の定員を1名削減し、組織運営の効率化を図る。

また、福岡空港事業本部単体化による組織縮小に伴い、役員数を現在の6名から4名に削減する。

本社機能移転に伴う組織体制強化については、総務課3名の増員とし必要最低限の増員に止める。

当該年度における取組み

平成24年4月1日付けで、大阪国際空港事業本部においては、企画課及び事業部調査役を廃止し、また、固有事業課と緑地整備課を統合して事業課とするなど10名の定員を削減し、福岡空港事業本部においては事業第一課1名の削減を行い、組織運営の効率化を図った。特に新関西国際空港株式会社への承継に関する取組については、大阪国際空港事業本部において10名の定員削減を図りつつも、少数精鋭の人員の中で部課の垣根を越え、通常業務の更なる合理化・簡素化などの努力を行いながら適正かつ円滑な承継に向けた業務を行った。

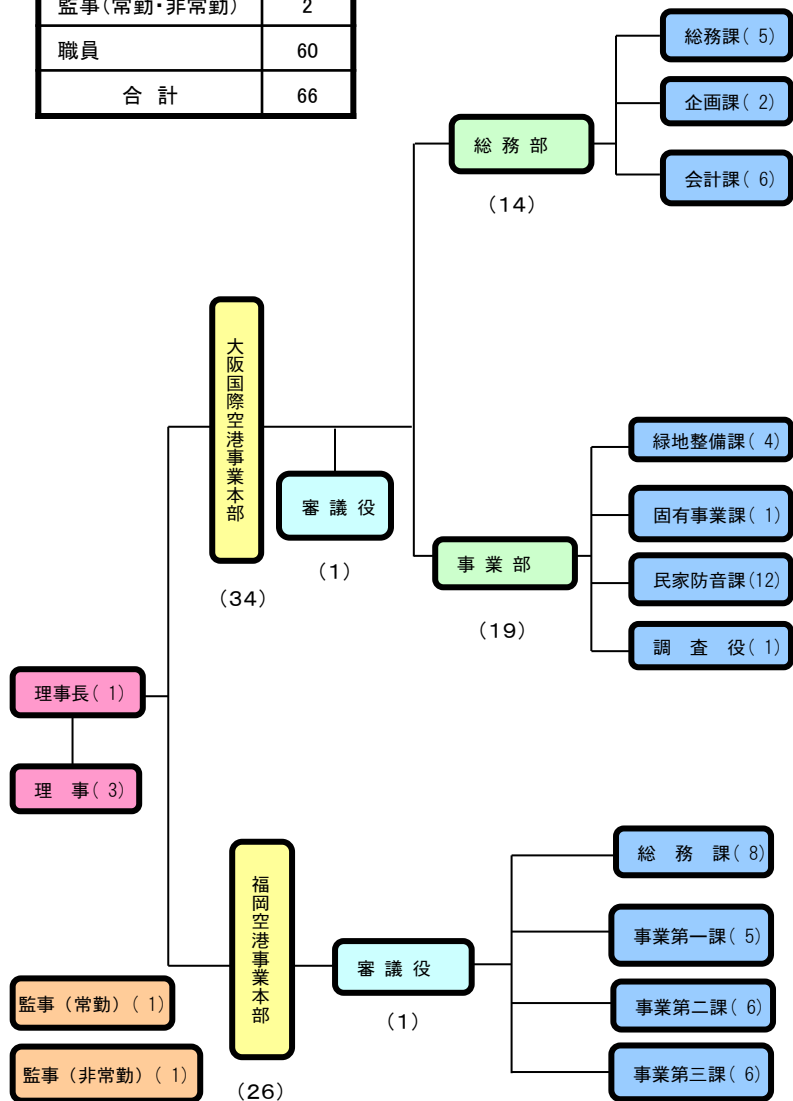
また、7月1日付けで関西国際空港・大阪国際空港の経営統合に伴い新関西国際空港(株)に業務等を承継し、大阪国際空港事業本部を廃止するとともに、役員数を6名から4名に削減した。

なお、本社機能については、大阪国際空港事業本部総務部の総務・企画・会計の3課において担っていたが、福岡空港事業本部への移転にあたっては、部・課を増やすことなく既存の総務課への増員で対応している。

独立行政法人空港周辺整備機構の組織体制

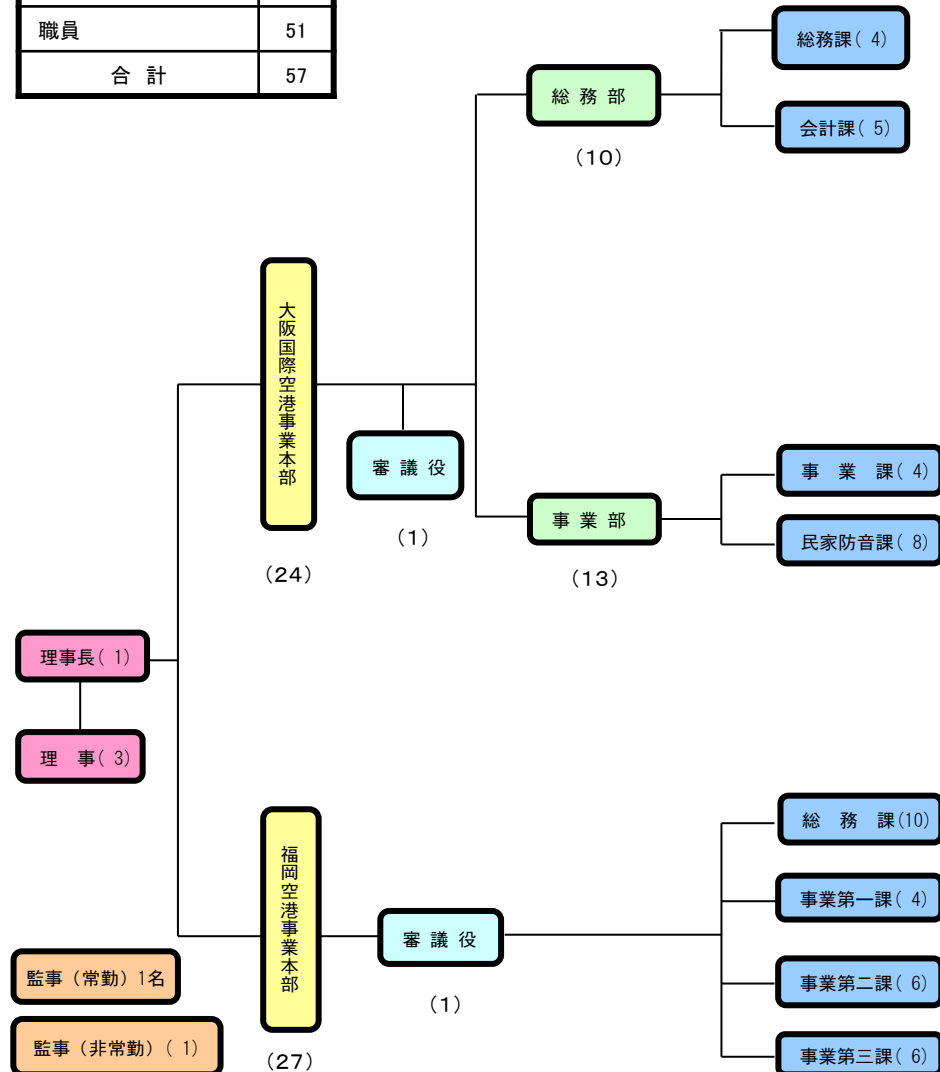
平成23年度
(平成24年3月31日現在)

理事長	1
理事	3
監事(常勤・非常勤)	2
職員	60
合 計	66



平成24年度
(平成24年4月1日現在)

理事長	1
理事	3
監事(常勤・非常勤)	2
職員	51
合 計	57



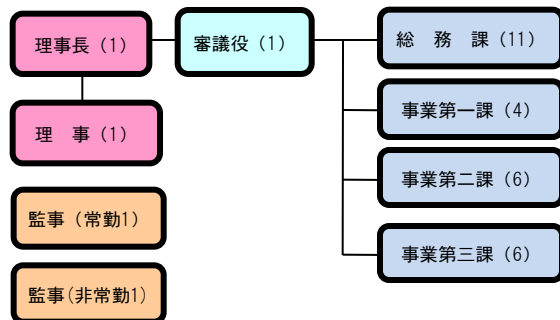
平成24年度
(平成24年7月1日現在)

理事長	1
理事	1
監事(常勤・非常勤)	2
職員	28
合 計	32

<大阪国際空港事業本部>

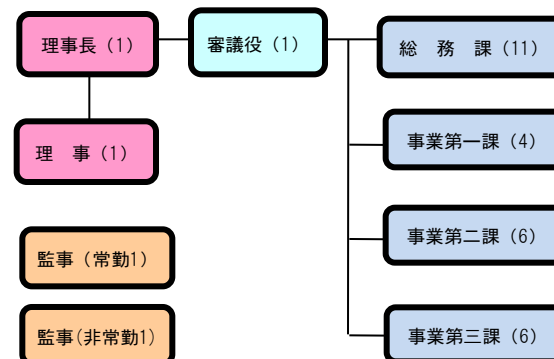
新関西国際空港(株)に業務等を承継した後、廃止

所在地(福岡県)



平成24年度
(平成25年3月31日現在)

理事長	1
理事	1
監事(常勤・非常勤)	2
職員	28
合 計	32



(2) 人材の活用

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 人材の活用

空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。

【中期計画】

(2) 人材の活用

人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保することにより効率的な業務運営を図る。また、機構組織全般について、国及び地方公共団体との人事交流を推進し、若い人材の任用を行うことにより、役職階層における年齢バランスの改善等、更なる組織の活性化を図る。

【平成24年度計画】

(2) 人材の活用

役職階層における年齢バランスの改善を図るために、国出身者の年齢構成レベルを目安として、若い人材で、かつ専門的知見を有する者の派遣について、国・県・市と綿密な人事調整を行い、効率的な業務運営を図る。

年度計画における目標設定の考え方

平成22年度及び23年度においては、人員削減を行った影響もあり年齢バランスの改善が図れなかったことから、平成24年度においても引き続き、派遣元との綿密な人事調整を行うこととした。

当該年度における取組み

役職階層における年齢バランスの改善を図るため、国出身者の年齢構成レベルを目安として、年齢バランスに配慮しつつ、若く、専門的知見を有する者の派遣について派遣元と綿密な人事調整を行った結果、平成23年度と比較して1.4歳改善され、組織の活性化及び効率的な業務運営が図られた。

【派遣元との人事調整の実施状況】

福岡空港事業本部	
国	平成24年11月
福岡県	平成24年11月
福岡市	平成24年11月

<参考>

各役職階層における出身別年齢構成

役職	平成24年4月			平成25年4月		
	国	県・市	計	国	県・市	計
参事	52.2	55.5	53.4	52.7	55.5	53.8
副参事	45.6	51.0	46.3	45.0	51.0	46.5
主査	36.0	48.4	39.9	37.7	48.8	42.7
副主査	31.0	32.6	32.3	24.0	33.1	31.9
計			43.9			42.5

※計にはプロパー職員を含む(平成24年7月以降なし)

(3) 業務運営の効率化 ①事業費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%程度に相当する額を削減する。（平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）

【中期計画】

② 事業費の抑制

事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）

【平成24年度計画】

(3) 業務運営の効率化

① 事業費の抑制

事業費について、引き続き、事業執行方法の効率化を推進し、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%以上に相当する額を削減する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の事業費抑制の目標を達成しているが、引き続き、事業執行方法の効率的な執行を図り、事業費のコスト削減に努めることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

事業費については、引き続き事業執行方法の効率的な執行を図ったこと、また、大阪国際空港事業本部の廃止などにより事業量が減少したこともあり、平成19年度比で79.1%に相当する額(8,518百万円)を削減した。

なお、福岡空港事業本部のみで見た場合の事業費は、計画値7.8%増に対し59.6%(3,018百万円)の削減となっている。

第2期中期目標期間における事業費の推移

(単位:百万円)

事業名/年度	19年度 予算額	20年度 予算額	21年度 予算額	22年度 予算額	23年度 予算額	24年度 予算額
事業費(大阪)	5,697	4,313	3,772	2,849	1,646	197
再開発整備	312	223	221	223	300	76
移転補償	355	88	18	31	555	4
緑地造成	2,186	2,320	2,037	1,747	165	0
民家防音	2,845	1,681	1,497	848	625	116
事業費(福岡)	5,068	4,407	5,304	2,055	2,568	2,050
再開発整備	440	318	1,903	444	570	498
移転補償	4,154	3,695	3,113	1,384	1,797	1,326
緑地造成	65	113	45	51	49	57
民家防音	409	281	243	176	152	169
事業費(合算)	10,765	8,720	9,076	4,905	4,214	2,247
再開発整備	752	541	2,124	667	870	574
移転補償	4,509	3,784	3,131	1,415	2,352	1,330
緑地造成	2,250	2,433	2,082	1,798	214	57
民家防音	3,254	1,963	1,740	1,025	777	285

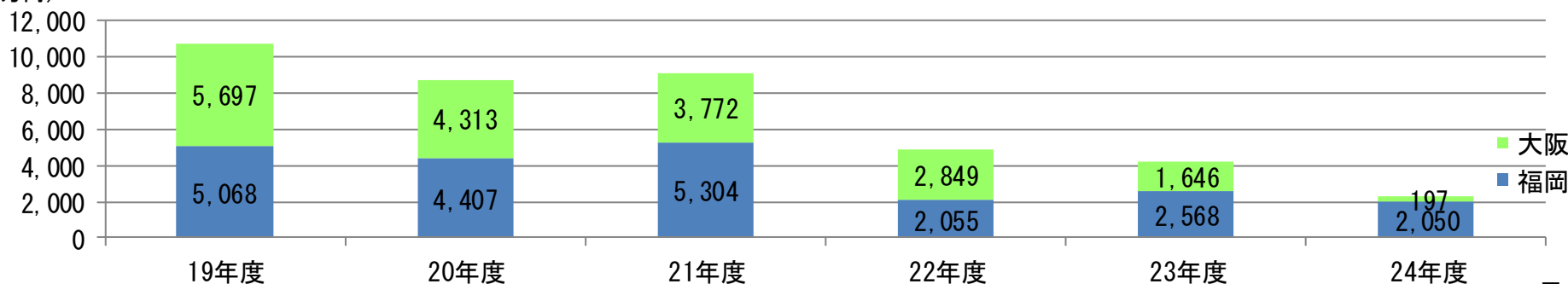
対19年度比(全体)	▲ 19.0%	▲ 15.7%	▲ 54.4%	▲ 60.9%	▲ 79.1%
(大阪)	▲ 24.3%	▲ 33.8%	▲ 50.0%	▲ 71.1%	▲ 96.5%
(福岡)	▲ 13.0%	▲ 46.6%	▲ 59.5%	▲ 49.3%	▲ 59.6%

※1 前年度からの繰越、管理勘定への繰入及び業務外支出は含まない。

※2 21年度予算額は22年2月の予算実施計画変更後、22年度予算額は22年7月及び12月の予算実施計画変更後の計数である。

※3 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。

(単位:百万円)



(3) 業務運営の効率化 ②一般管理費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%程度に相当する額を削減すること。（平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）

【中期計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）

【平成24年度計画】

② 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図る。
また、これまでも取り組んできた業務の効率化を推進することにより、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。

年度計画における目標値設定の考え方

業務及び組織の見直しや簡素化等を推進する等により効率化を図り、人件費の抑制などにより、一般管理費の削減に努めることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

一般管理費については、事業量減に伴う経費の減少や組織運営の効率化、大阪国際空港事業本部の廃止等により、平成19年度比で54.5%に相当する額(651百万円)を削減した。

なお、福岡空港事業本部のみで見た場合の一般管理費の削減率は、計画値9.3%に対し2.9%(12百万円)となっているが、これは大阪国際空港事業本部の廃止および本社機能の移転に伴い、役職員が福岡空港事業本部に異動しており、人件費等が増加したことによるものである。これらの要因がなかった場合の削減率は16.3%(67百万円)となっている。

<主な取組み>

- 平成24年4月に9名の定員を削減（大阪10名削減、福岡1名増員）させるとともに、7月には大阪国際空港事業本部を廃止したことにより、人件費が大幅に減少した。
(954百万円(H19) → 391百万円(H24) △59.0%)
- 平成24年10月から事務所賃料の引き下げを図った。
(月額1,967,490円 → 1,748,880円(消費税含まず。) △11.1%)

第2期中期目標期間における一般管理費の推移

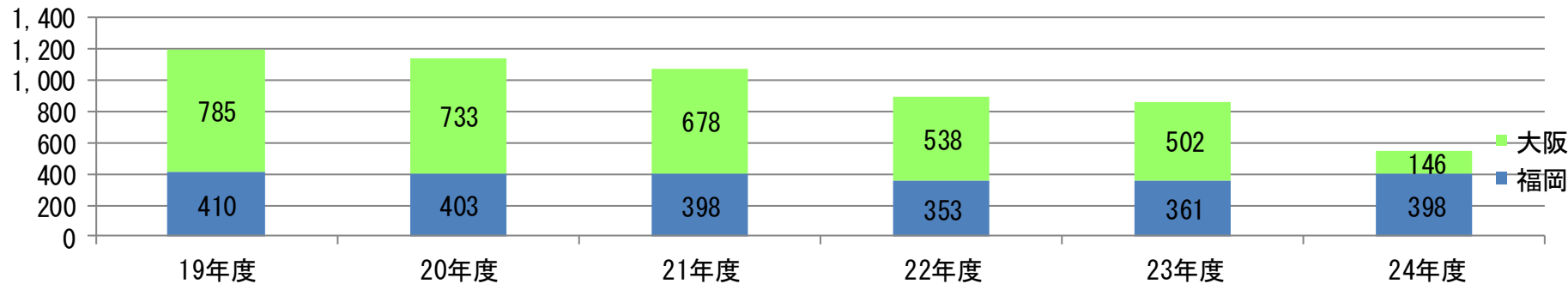
(単位：百万円)

事業名/年度	19年度 予算額	20年度 予算額	21年度 予算額	22年度 予算額	23年度 予算額	24年度 予算額
一般管理費（大阪）	785	733	678	538	502	146
人件費	634	582	531	404	371	90
物件費	152	151	148	134	0	57
一般管理費（福岡）	410	403	398	353	361	398
人件費	321	317	311	276	285	301
物件費	89	86	87	77	76	97
一般管理費（合算）	1,195	1,136	1,076	891	863	544
人件費	954	899	842	680	655	391
物件費	241	237	234	211	208	153

対19年度比(全体)	▲ 4.9%	▲ 10.0%	▲ 25.4%	▲ 27.8%	▲ 54.5%
(大阪)	▲ 6.6%	▲ 13.6%	▲ 31.5%	▲ 36.1%	▲ 81.4%
(福岡)	▲ 1.7%	▲ 2.9%	▲ 13.9%	▲ 12.0%	▲ 2.9%

※ 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。

(単位:百万円)



3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の質の向上 ①連絡協議会の開催

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の質の向上

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。

また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応すること。

- ① 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制を整備すること。

【中期計画】

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、次の措置を行うこととし、また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応する。

- ① 出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回以上開催する等、業務の調整及び意見交換のための会議を定例化する。

【平成24年度計画】

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、平成24年度において次の措置を実施する。

- ① 連絡協議会の開催

業務の調整及び意見交換のため実施している「連絡協議会」を年2回開催し、国及び関係自治体との意思疎通を図り、空港周辺環境対策事業を円滑かつ効果的に推進する。

また、大阪国際空港事業本部においては、7月以降の業務承継や組織体制等について、関係自治体への情報提供を行うなど、新会社への承継後においても着実に空港周辺環境対策の事業推進が図られるよう努める。

年度計画における目標値設定の考え方

国及び関係自治体との意思疎通を図り、空港周辺環境対策事業を円滑かつ効果的に推進するため、「連絡協議会」を福岡空港事業本部においては年2回開催し、業務の調整及び意見交換を行うこととした。また、大阪国際空港事業本部においては、新会社への業務等承継後においても引き続き空港周辺環境対策事業を着実に実施していくことなど、経営統合に関する情報提供を関係自治体へ行っていくこととした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

大阪国際空港事業本部においては、新関西国際空港株式会社への業務承継等について、連絡協議会を構成する関係自治体へ随時情報提供を行った。

福岡空港事業本部においては、年度計画の目標値（年2回）どおり連絡協議会を開催し、平成23年度事業実績、平成24年度事業実施状況、第2期中期計画の達成見込み状況、第3期中期計画・目標（案）等の説明を行ったほか、平成24年4月26日に業務方法書の改正について、平成25年2月15日には第3期中期計画（案）について、会議の開催に代えて文書による協議を行った。

また、大阪国際空港に係る業務等の新関西国際空港株式会社への承継に伴い、大阪国際空港事業本部を廃止した後の福岡単独組織の体制や事業の進め方、国管理空港の運営の民間委託に係る法案の概要、航空機騒音評価指標の変更に係る情報提供及び共有を行い、関係自治体と十分な意思疎通を図り、機構の事業進捗や機構を取り巻く情勢について理解を深めてもらうことができた。

このほか、国、県、福岡市、機構、その他関係機関で構成する福岡空港周辺の整備等に関する意見交換会において、福岡空港周辺のまちづくりに関する意見交換を行うとともに、周辺住民団体へ航空機騒音評価指標の変更などの情報提供を行うことで、周辺環境対策事業への理解を深めてもらうことができた。

(1) 業務の質の向上 ②広報活動の充実

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性を確保する観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報に努めること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

イ ホームページ、パンフレット等の内容について、自治体、地域住民はもとより、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツを充実させることなどの方法により積極的に情報を公開する。また、ホームページのアクセス数年間3万件以上を確保することに努め、ホームページに寄せられた質問・意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。

ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

【平成24年度計画】

② 広報活動の充実

イ ホームページについては、より国民の理解が得られるよう分かりやすく、また、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツやデータ等の各種情報の充実を図り、積極的に情報を公表するなどしてアクセス数の確保に努めるとともに、大阪国際空港事業本部の廃止に伴い全面的にリニューアルを図る。

ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用したリーフレットの配布、周辺自治体の協力のもと広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

年度計画における目標値設定の考え方

- イ 機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、引き続き広報活動の充実を図ることとした。
また、7月以降、大阪国際空港事業本部の廃止に伴い全面的にリニューアルを図ることとした。
- ロ 空港周辺環境対策に関する情報のほか、関空・伊丹経営統合に伴い、機構業務の新会社への承継に関する情報を、周辺住民や関係自治体へ周知し、新会社においても着実な事業推進が図られるよう努めていくこととした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

- イ 平成23事業年度の財務諸表、業績評価結果などについてホームページに公表し、引き続き事業の透明性を確保した。
平成24事業年度におけるホームページアクセス数は、平成24年7月の大阪国際空港事業本部の廃止に伴い、ホームページの内容を全面リニューアルするとともに、民家防音事業の申請書類を入手できるようにするなど、利用者の利便性を高めた結果、年間目標のアクセス件数3万件以上を達成した。
また、事業概要パンフレットについても、全面的にリニューアルし、周辺住民の方々にも分かりやすい内容とした。
- ロ リニューアルしたパンフレットを、福岡県、福岡市及び関係周辺市・町に計1,600部配布し、それぞれの住民窓口における掲示及び配布について協力を依頼した。
また、民家防音工事助成及び移転補償事業に係る情報について、関係自治体の広報誌やHPに掲載を依頼した。

アクセス状況（平成24年度）

4月	2,715
5月	2,954
6月	2,811
7月	2,766
8月	2,558
9月	2,295
10月	2,380
11月	2,317
12月	2,304
1月	2,321
2月	2,268
3月	2,382
合計	30,071
月平均	2,439

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ① 役職員の人事評価

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

事務・事業の効率性の確保並びに事業実施等に関する法規則等の遵守を促し、また、適切な人事評価を行い、役職員の資質の向上及び役職員の意識改革に努めるとともに国民の理解が得られるよう分かりやすく説明する意識を徹底することとして、国等の取組の状況を参考としながら、以下の取組を行う。

① 目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務執行へのインセンティブを向上させる。

【平成24年度計画】

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施

① 役職員の人事評価

役職員の人事評価については、国の取組状況等を参考にしつつ、引き続き機構に適応した人事評価のあり方を検討する。

年度計画における目標設定の考え方

機構においては、既に業績・勤務成績を給与に反映させ業務執行のインセンティブ向上が図られる制度となっているが、目標管理の導入（目標設定及び業績評価に係る面談等）を含めた機構の人事評価制度全体のあり方について、国の取組状況等を参考にしながら、引き続き必要な検討・見直しを行っていくこととした。

当該年度における取組み

機構においては、既に業績・勤務成績を勤勉手当等に反映させている。
引き続き、国の人事評価制度の取り組み状況等に留意し、所用の見直しを検討していく。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ②内部統制の向上

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

- ② 民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

【平成24年度計画】

② 内部統制の向上

会計監査人等の指導を得つつ、リスク管理能力を強化するなど、引き続き、組織の特性や規模に合った内部統制の向上を図る。

年度計画における目標設定の考え方

平成22年度には、平成22年3月に「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」から公表された報告書等を踏まえ、リスクマネジメント手法を主とした内部統制研修を実施し職員の意識改善を図ったうえで、リスクの洗い出し・評価を行い、平成23年度においては、そのリスク評価結果を踏まえたリスク軽減の方策やリスク対策について検討を行った。平成24年度においては、これまでの取組を検証しつつ、リスク管理能力の強化を図っていくこととした。

当該年度における取組み

<リスク対策等>

- ・平成23年度に作成したリスク管理表について、検証・見直しを行うことにより、引き続き内部統制の向上に努めた。
- ・見直したリスク管理表をイントラネットに掲載し、全職員で情報を共有している。

<会計監査人による監査>

- ・会計監査人により、内部統制を含む機構の環境及びリスク評価環境について監査が行われた。

<監事監査>

年2回実施している監事による業務監査において、法令、内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査を行った。また、福岡空港事業本部へ本社機能を移した後も、役員と管理職による業務調整会議を開催するなど、理事長のマネジメントが十分に発揮できる体制としている。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ③国民の意見募集

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施
整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

③ 業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。

【平成24年度計画】

③ 国民の意見募集

当機構の担う事務・事業に関し、ホームページにより住民等からの意見を募り、業務運営に適切に反映させる。

年度計画における目標設定の考え方

事業の透明性・公平性を図る観点から、ホームページにより住民等から広く意見を募ることとした。

当該年度における取組み

ホームページに「機構へのご意見・ご提案」および「お問い合わせ」窓口を設けて意見等募集を行った。

さらに、大阪国際空港事業本部の廃止に伴いリニューアルした機構のパンフレットの「ご意見・ご提案募集」について、ホームページによるほかファクシミリや郵便でも可能であることを、裏表紙の目につきやすい場所に大きく表示するとともに、関係自治体窓口において住民へ配布することにより幅広く意見等の募集を行っている。

平成24年7月23日開催の国土交通省独立行政法人評価委員会第14回空港周辺整備機構分科会での評価の参考に資するため、同評価委員会において平成24年7月5日から7月19日までの間、平成23年度業績実績評価調書(案)に係る国民の意見募集を行った。(特に意見はなかった。)

なお、地域の住民団体と日常の意思疎通を図っていることもあり、寄せられた意見は無く、問い合わせに対しては適切に対処している。

【 HP 】ご意見・ご提案フォーム

独立行政法人 空港周辺整備機構

サイト内検索

[民家防音事業](#)
[移転補償事業](#)
[緑地造成事業](#)
[再開発整備事業](#)
[財務情報](#)
[空港周辺整備機構とは](#)

[公表資料](#)
[入札・契約情報](#)
[情報公開](#)
[個人情報保護](#)
[関連サイト](#)
[サイトマップ](#)
[Q&A](#)
[お問い合わせ](#)
[ご意見・ご提案](#)

ご意見・ご提案フォーム

漢字・ひらがな・カタカナは「全角」、英数字は「半角」でご入力ください

・お名前
 ・フリガナ
 ・ご住所
 ・ご職業
 ・年齢 ☐ 10代以下 ☒ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代以上
 ・性別 ☒ 男性 ☐ 女性
 ・Eメール
※回答については、電子メールでお送りさせていただきますので、必ずご記入ください。

▼ご意見・ご提案の内容▼

送信 リセット

※ 空港周辺整備機構に対するご意見・ご提案をお寄せください。
※ ホームページに関するご意見などどうぞ。

【 HP 】お問合せフォーム

独立行政法人 空港周辺整備機構

サイト内検索

[民家防音事業](#)
[移転補償事業](#)
[緑地造成事業](#)
[再開発整備事業](#)
[財務情報](#)
[空港周辺整備機構とは](#)

[公表資料](#)
[入札・契約情報](#)
[情報公開](#)
[個人情報保護](#)
[関連サイト](#)
[サイトマップ](#)
[Q&A](#)
[お問い合わせ](#)
[ご意見・ご提案](#)

お問合せフォーム

漢字・ひらがな・カタカナは「全角」、英数字は「半角」でご入力ください

・お問合せ区分 ☐ ご質問 ☐ 苦情 ☐ その他
 ・お名前
 ・フリガナ
 ・ご住所
 ・ご職業
 ・年齢 ☐ 10代以下 ☒ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代以上
 ・性別 ☒ 男性 ☐ 女性
 ・Eメール
※回答については、電子メールでお送りさせていただきますので、必ずご記入ください。

▼ご質問等の内容▼

送信 リセット

※ 空港周辺整備機構に対するご質問、苦情などをお寄せください。
※ ホームページに関するご意見などどうぞ。

【パンフレット裏面】

独立行政法人
空港周辺整備機構

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目17番5号アークビル9階
TEL 092-472-4591 FAX 092-472-4598
ホームページ <http://www.oeia.or.jp/>

■お問い合わせ先

○全般的なお問い合わせ
総務課 092-472-4591

○民家防音工事に関すること
事業第一課 092-472-4594

○再開発整備に関すること
○緑地造成に関すること
事業第二課 092-472-4595

○移転補償に関すること
事業第三課 092-472-4596

ご意見・ご提案募集

空港周辺整備機構では、皆様からのご意見・ご提案を募集しております。お寄せいただいたご意見等は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。

＜インターネットをご利用の場合＞
当機構のホームページ内にあります「ご意見・ご提案フォーム」
(<http://www.oeia.or.jp/tolawase/form.html>) からお願いします。

＜ファクシミリをご利用の場合＞
092-472-4598へお願いします。

＜お手紙をご利用の場合＞
空港周辺整備機構「ご意見・ご提案デスク」あて、お願いします。

ご意見・ご提案募集

空港周辺整備機構では、皆様からのご意見・ご提案を募集しております。お寄せいただいたご意見等は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。

＜インターネットをご利用の場合＞
当機構のホームページ内にあります「ご意見・ご提案フォーム」
(<http://www.oeia.or.jp/tolawase/form.html>) からお願いします。

＜ファクシミリをご利用の場合＞
092-472-4598へお願いします。

＜お手紙をご利用の場合＞
空港周辺整備機構「ご意見・ご提案デスク」あて、お願いします。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ④職員の資質の向上

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

- ④ 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するための資質・能力の養成、業務に係る専門知識の向上及びガバナンス強化に向けて外部講師等による職員研修（年3回以上）を実施する。

【平成24年度計画】

④ 職員の資質の向上

地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するため、各課題に柔軟かつ適切に対応する課題解決能力の育成、業務に係る専門知識の向上等を目的とした外部講師等による職員研修を年3回実施するとともに、研修効果の把握に努める。

年度計画における目標値設定の考え方

研修回数の数値目標の達成にとどまらず、研修効果の把握にも努め、職員研修の内容の充実を図ることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

職員の資質の向上を図るため、外部講師等による研修を実施した。（計3回）

（外部講師による研修）

- ・飲酒運転撲滅研修（10月12日）
- ・人権・同和研修（12月11日）

（内部講師による研修）

- ・新規採用者研修（5月14日）

研修の効果把握に関するアンケートを行った結果、概ねの職員が研修内容に満足との意見で、自身の知識や能力の向上に役立ったとの回答であり、研修の趣旨である職員のスキルアップ・意識改善に一定の効果が見られた。

また、外部機関が実施する研修にも積極的に職員を派遣した。（計10回）

- ・福岡県出資団体に対する財産運用に係る研修会（福岡県：5月25日）
- ・衛生推進者養成講習（福岡県労働基準協会連合会：8月21日）
- ・働く大人の学び学講座（福岡市：8月23日）
- ・空港環境対策関係担当者研修（空港環境整備協会：10月17～19日）
- ・企業会計〔基礎〕研修（国交省：11月12日～16日）

- ・行政管理・評価セミナー（総務省：11月20日）
- ・公文書管理研修Ⅰ（国立公文書館：11月21日）
- ・行政スキル〔行政相談対応力〕（Ⅱ期）研修（国交省：12月3日～7日）
- ・官公署等を対象とした労働者派遣と請負・業務委託に関するセミナー（厚労省：1月15日）
- ・政策評価に関する統一研修（総務省：1月22日）

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑤内部評価委員会の開催

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

- ⑤ 前年度の業務の評価を次年度の目標設定・業務の実施に反映させるため、内部評価委員会を開催する。

【平成24年度計画】

- ⑤ 内部評価委員会の開催

内部評価委員会を開催し、前年度の業務実績評価結果を、以後の業務運営・次年度の目標設定に反映させる。

年度計画における目標設定の考え方

内部評価委員会を開催し、国土交通省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における評価結果を、以後の業務運営・次年度の目標設定に適切に反映させることとした。

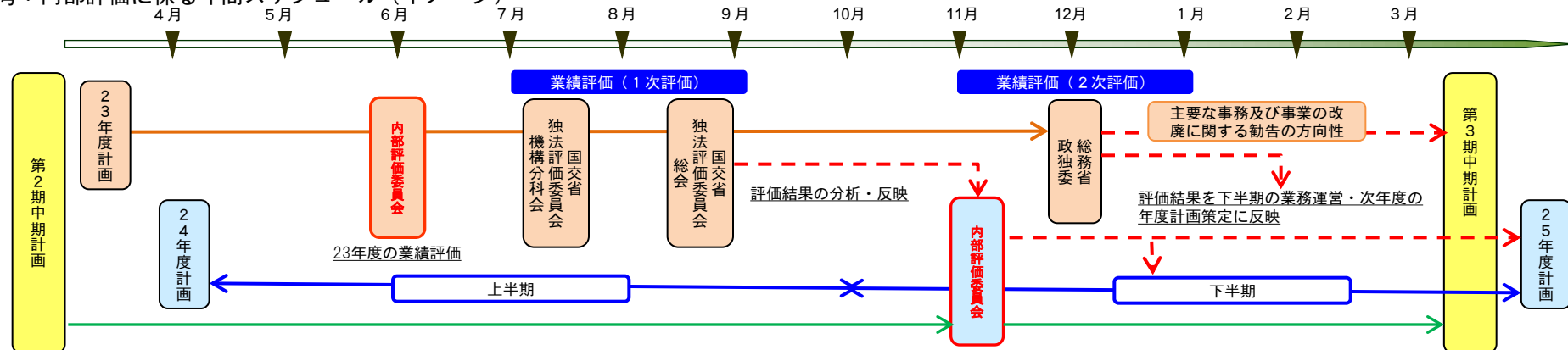
当該年度における取組み

平成24年6月14日に開催した内部評価委員会においては、平成22事業年度の評価結果を踏まえつつ、平成23事業年度の事業実績に対する内部評価を行った。

また、平成24年11月13日開催の内部評価委員会においては、平成23事業年度の評価結果を踏まえつつ、平成24事業年度上半期の事業の進捗状況の把握を行い、当該結果を下半期以降の業務運営及び平成25年度計画策定に活用・反映した。

さらに、平成24年度においては、第2期中期計画の最終年度にあたるため、中期計画の達成見込み及び課題を把握のうえ中期計画達成に向けて取り組むとともに、次期中期計画への的確に反映させた。

参考：内部評価に係る年間スケジュール（イメージ）



平成24年度上半期の進捗及び第2期中期計画の進捗状況の把握

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた項目について、中期計画に沿った年度計画を順調に実施し、国土交通省独立行政法人評価委員会による平成23年度の総合評定が「A(中期目標の達成に向けて着実な状況であると認められる。)」であったこと等を踏まえ、役員の解任等を行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23事業年度評価における主な指摘事項	平成24及び25年度の運営、予算への反映状況
総合評価(改題・改善点、業務運営に対する意見等)	(1) 本社機能の福岡への移転後においても、理事長等と監事との意見交換や役職員相互の意思疎通を適時適切かつ積極的に行うことにより、引き続き機構の役割が十分に発揮できるよう努めること。 (2) 福岡の各事業についても、更なる事業費の縮減や事務の効率化を図るとともに、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえた取り組みを実施すること。	(1) 原則毎月、役員と管理職による会議を開催し、事業実施状況や課題等について意見交換を行い、役員から出された意見や指示を各管理職が持ち帰り課内ミーティング等で各職員へ周知するなど、役職員の意思疎通を図っている。また、業務運営の方針等、重要事項については、必要に応じ理事会を開催し、審議を行っており、職員もオブザーバー参加できるようにしている。 (2) 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は平成25年1月に凍結されたが、国は第183回国会に「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案」を提出しており、今後、法案が成立し、福岡空港に係る空港運営の民間委託等が行われることとなる際に、当機構が行う福岡空港の周辺環境対策について実施主体の検討が行われる中で、機構は業務を適切かつ円滑に進めるための方策の検討を行うこととしている。 それまでの間は、これまで実施してきた事業費の縮減や事務の効率化を引き続き実施することとしている。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組 ⑥積極的な情報公開

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施
整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑥ 情報開示のあり方

機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、整理合理化計画に係る取組並びにその実施状況や次の情報についてもホームページ等により積極的に公開を行う。

- イ 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。
- ロ 特定独立行政法人に準じ、職員の勤務時間その他の勤務条件を公表する。

【平成24年度計画】

⑥ 積極的な情報公開

機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、年度業務実績評価等についてホームページにより積極的に情報公開を行う。

年度計画における目標設定の考え方

業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、積極的な情報公開に努めることとした。

当該年度における取組み

平成23事業年度財務諸表等については平成24年9月14日に、平成23事業年度業務実績評価等については平成24年10月11日にホームページに公表した。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑦管理会計の活用

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施
整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑦ 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。

【平成24年度計画】

⑦ 管理会計の活用

管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。

年度計画における目標設定の考え方

独立行政法人発足時から実施している事業毎の収支管理について、引き続き適切に実施していくこととした。

当該年度における取組み

独立行政法人発足時から大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業、その他事業に分類して収支管理を行っており、当該事業毎の収支管理に基づき作成した平成23事業年度財務諸表を平成24年9月24日に公表した。また、事業毎の収支管理を適切に行うため、事業毎に単価の精査や事務費の縮減に努めるとともに、工事発注等においては随意契約等見直し計画などの取り組みを着実に実施することにより、予算の効率的な執行に努めた。

収益の発生する固有事業（再開発整備事業）においては、貸付施設の維持経費や減損の判断基準を勘案して採算性を検討し、事業継続の可否や賃借料の改定等について判断するなど、経営の効率化を図った。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑧セグメント情報の開示

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施
整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑧ 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

【平成24年度計画】

⑧ セグメント情報の開示

既に公表している内容を踏まえつつ、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

年度計画における目標設定の考え方

独立行政法人発足時から実施している事業毎の収支管理の区分に応じて、引き続き適切に実施していくこととした。

当該年度における取組み

独立行政法人発足時から大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業、その他事業に分類し収支管理を行っており、これらの区分に応じて、平成23事業年度の財務諸表において適切にセグメント情報の開示を行った。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑨事後評価の在り方

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑨ 評価委員会の評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、マネジメント体制等に反映させる。

【平成24年度計画】

⑨ 事後評価の在り方

事後評価の在り方については、国等の動向を踏まえつつ、引き続き評価結果の適切な反映方法について検討する。

年度計画における目標設定の考え方

役員の退職手当については、既に評価委員会の評価結果（業績勘案率）に基づき決定しているところであるが、職員も含めた給与・退職金等の水準、マネジメント体制等については、国等の動向を踏まえ、引き続き適切な反映方法を検討していくこととした。

当該年度における取組み

平成24年3月31日に退職した役員の退職手当に係る業績勘案率については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を踏まえ、国土交通省独立行政法人評価委員会において決定されたものを反映した。

(3) 随意契約の見直し

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

- ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

【中期計画】

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。
また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

【平成24年度計画】

(3) 随意契約の見直し

- ① 随意契約の見直しについては、引き続き平成22年5月に策定した「随意契約等見直し計画」に沿った取り組みを実施するとともに、その取組状況を公表する。
- ② 一般競争入札等の競争性のある契約についても、競争性・透明性が十分確保される方法により実施するとともに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について重点的にチェックを受ける。

年度計画における目標設定の考え方

「随意契約見直し計画」の取り組みについては、平成21年度までに概ねその目標を達成しているところであるが、平成22年度以降は平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」に基づき、当機構において新たに策定した「随意契約等見直し計画」に沿った取り組みを実施することとしており、平成24年度においても引き続き同様の取り組みを実施することとした。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、競争契約を含めた契約の適正化に向けた取り組みを引き続き推進していくこととした。

当該年度における取組み

平成22年5月に「随意契約等見直し計画」を策定し、同計画に沿った取組みを平成24年度においても引き続き実施した。

＜「随意契約等見直し計画」の取組状況の概要＞（取組状況については別紙のとおり）

イ 平成24年度における競争性のない随意契約 4件（金額：12,340千円）

ロ 平成24年度における一者応札・一者応募 0件（金額：0千円）

また、「契約監視委員会」を開催し、平成23年度に締結した競争性のない随意契約及びその他点検対象となる契約について、当機構が行った見直し内容を含めて報告し、点検を受けるとともに、その結果についてホームページに公表した。

1. 「随意契約等見直し計画」と平成24年度に締結した契約の状況

(金額単位：円)

契約区分	平成20年度(見直し対象年度)		見直し計画		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.6%) 49	(79.3%) 189,083,683	(78.1%) 50	(81.3%) 193,808,683	(70.0%) 21	(60.3%) 135,225,511	(50.0%) 7	(79.4%) 65,672,250
企画競争・公募	(9.4%) 6	(3.6%) 8,697,150	(9.4%) 6	(3.6%) 8,697,150	(10.0%) 3	(3.7%) 8,187,580	(21.4%) 3	(5.7%) 4,735,500
競争性のある契約 (小計)	(85.9%) 55	(82.9%) 197,780,833	(87.5%) 56	(84.9%) 202,505,833	(80.0%) 24	(63.9%) 143,413,091	(71.4%) 10	(85.1%) 70,407,750
競争性のない 随意契約	(14.1%) 9	(17.1%) 40,742,560	(12.5%) 8	(15.1%) 36,017,560	(20.0%) 6	(36.1%) 80,863,529	(28.6%) 4	(14.9%) 12,339,720
合 計	(100.0%) 64	(100.0%) 238,523,393	(100.0%) 64	(100.0%) 238,523,393	(100.0%) 30	(100.0%) 224,276,620	(100.0%) 14	(100.0%) 82,747,470

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 競争性のない随意契約の見直し状況

平成24年度における競争性のない随意契約は、次のとおり。

①事務室借上に係る空調料・光熱水料負担金 ②事務所共益費(水道・ガス料金) ③事務所電気代 ④財務諸表の官報公告

3. 一者応札・一者応募に係る見直し状況

(1) 「随意契約等見直し計画」に基づく見直し内容

- ① 仕様書等の見直し
- ② 入札参加要件の緩和
- ③ 公告期間の見直し
- ④ 落札決定から業務開始までの準備期間確保

(2) 競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
平成20年度	6件 / 55件	11%
平成21年度	2件 / 34件	6%
平成22年度	0件 / 29件	0%
平成23年度	0件 / 24件	0%
平成24年度	0件 / 10件	0%

4. 契約監視委員会等による点検等

(1) 契約監視委員会による点検

- 平成25年1月に契約監視委員会を開催し、平成23年度に締結した競争性のない随意契約及びその他点検対象となる契約について、当機構が行った見直し内容を含めて報告し、点検を受けた。
- 点検の結果について、契約監視委員会から意見表示、勧告等はなく、委員会から理事長に対して、今回の審議を参考にしてより一層の競争性、透明性確保に努められたい旨の報告がなされた。
- 契約監視委員会における点検の結果については、平成25年3月に当機構ホームページに公表している。

(2) 監事、会計監査人による監査

- 契約における一連の事務手続については、所定の規程類の手順に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、そのプロセスについて監事、会計監査人による監査において定期的にチェックを受けている。
- 平成24年度における監事監査、会計監査人による監査において、契約事務について特段の指摘はなく、その旨、監事及び会計監査人から理事長に対して報告がなされている。

1. 契約監視委員会の設置・開催及び委員

- (1) 設置日 平成21年12月15日（従前の入札監視委員会を改組）
- (2) 開催日 平成25年1月29日（通算第4回目の開催）
- (3) 委員 竹中 幸夫（機構常勤監事）、柳原 健治（機構非常勤監事）、屋宮 憲夫（福岡大学法学部教授）、林 桂一郎（弁護士）

2. 平成24年度における開催内容

前回委員会結果に基づく措置状況及び「随意契約等見直し計画」等について報告を行うとともに、平成23年度に締結した契約のうち、競争性のない随意契約、及び委員が抽出した案件について点検を受けた。

- (1) 前回委員会結果に基づく措置状況等
前回委員会における意見表示・勧告事項等なし。
- (2) 「随意契約等見直し計画」
「随意契約等見直し計画」と、その取組状況についての報告を行った。

(3) 審議対象契約

契約区分		対象件数	備考
競争性のある契約	一般競争入札	2件	
	企画競争	2件	
競争性のない随意契約		6件	
合 計		10件	

3. 契約監視委員会における点検結果（機構における見直し内容を含む）

- (1) 一般競争入札に関する見直し状況
入札・契約条件等（仕様書の内容、参加要件、公告期間等）の妥当性等の検証を行った。
- (2) 競争性のない随意契約に関する見直し状況
競争性のない随意契約については、随意契約理由の妥当性、契約金額の妥当性、その他調達の実効性等の検証を行った。
- (3) 今回の契約監視委員会における点検結果
審議対象契約について点検を受けた結果、特段の意見表示、勧告等はなく、引き続き、より一層の競争性、透明性の確保に努めることとなった。
また、本委員会の点検結果を機構のホームページで公表している。

○ その他の契約の適正化に関する取組状況

取組	実施内容	実施時期
1 随意契約限度額基準を国と同一とする	関係規程等を改正	平成19年 4月
2 一般競争入札方式の対象範囲の拡大	予定価格が随意契約限度額を超える契約については、すべて適用対象とする	平成19年 8月
3 契約情報公表基準を国と同一とする	関係規程等を改正	平成19年10月
4 総合評価落札方式の導入	① 関係規程等の整備 ② 関係規程等を改正し、適用対象契約を拡大	① 平成20年 4月 ② 平成21年11月
5 複数年度契約の拡大	① 契約内容に応じて、適用範囲を拡大 ② 関係規程等の整備	① 平成20年 4月 ② 平成21年11月
6 随意契約等の事前審査体制の強化	入札及び契約事項審査会の設置	平成20年 4月
7 低入札価格調査の適用範囲の拡大・調査内容の強化	取扱要領の改正	平成21年 5月 平成22年 4月
8 包括的随意契約条項の見直し	関係規程等を改正し、包括的随意契約条項を削除	平成21年 4月
9 一者応札・一者応募に係る改善方策	ホームページに公表	平成21年 5月
10 契約監視委員会の設置（入札監視委員会からの改組）	年1回、定例会の開催	平成21年12月

○ 随意契約における再委託割合（金額）が50%以上となっている契約

当機構では再委託割合（金額）が50%以上となるような一括再委託等は認めておらず、該当する契約はない。

(4) 業務の確実な実施 ①再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(5) 業務の確実な実施

以下の事項を行うことにより、空港周辺環境対策を進めること。

- ① 再開発整備事業については、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）で実施している事業にあっては、国が進める国有地の処分計画を踏まえ、平成22年度末までに廃止すること。

【中期計画】

(5) 業務の確実な実施

周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。

① 再開発整備事業

事業を推進するにあたっては、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、国の国有地の処分計画を踏まえ、国、貸付先及び関係機関等との協議を進め、平成22年度末までに廃止する。

【平成24年度計画】

(4) 業務の確実な実施

① 再開発整備事業

継続事業の着実な実施に努めるとともに、大阪国際空港事業本部で実施している事業については、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合を踏まえ、今後の対応について国、貸付先等関係者と調整を図る。

年度計画における目標設定の考え方

移転補償跡地の活用状況や地域整備計画等を踏まえながら、継続事業の着実な実施に努めるとともに、大阪国際空港事業本部で実施している事業については、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合を踏まえ、新会社への業務承継に向けて、国、貸付先等関係者と調整を図ることとした。

当該年度における取組み

大阪国際空港事業本部においては、平成24年7月の関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合による業務承継に支障をきたさぬよう、国、新関西国際空港㈱等関係者と十分な調整を重ねることにより、第1種区域（第2種区域を除く）で残っていた4件の物件を含め、適正かつ円滑に業務を承継することができた。これにより、機構が管理する第1種区域（第2種区域を除く）での事業はなくなった。

福岡空港事業本部においては、継続事業を着実に実施するとともに、大井その1（物販施設）については、中長期的な維持・修繕計画に基づいて計画的な修繕を行い、その他施設についても賃借人と協議しながら、必要に応じた維持・修繕を行った。

また、2件の空き施設について、機構や民間不動産会社のホームページを活用するほか、近隣の企業へ営業活動するなど後継賃借人の募集に努めた結果、2社からの申し込みがあり、それぞれ平成24年10月から契約し、空き施設を解消することができた。

そのほか、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱い基準について」（蔵管第1号通達）の改正に伴い、施設の賃借人から暴力団と関係しないことなどについての誓約書を徴するなど、暴力団排除に関する取り組みに努めた。

<再開発整備事業（貸付型）実施状況>

平成24年度末現在

事業件数	面積
42件	7.4 ha

(4) 業務の確実な実施 ②民家防音工事補助事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ② 民家防音工事補助事業については、競争入札制度を導入することで、事業費の縮減を図りつつ、申請者に対するサービスレベルの維持に配慮すること。
また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえ、事業の抜本的見直しを図ること。

【中期計画】

② 民家防音工事補助事業

- イ 事業費については、業務内容や積算基準の見直しと併せて競争入札制度を導入することで、事業費の縮減に努める。
ロ 入札制度導入後においても、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、工事積算方法の簡略化等による事務の効率化に取り組み、また、申請者のニーズに応えられるよう事業の実施方法の工夫をする。
ハ 平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本的見直しを行う。

【平成24年度計画】

② 民家防音工事補助事業

空調機器更新工事等補助事業の一層の事務の効率化に取り組む。
また、大阪国際空港事業本部の新関西国際空港株式会社への事業承継を円滑に行う。

年度計画における目標設定の考え方

引き続きH22年度に導入した空調機器更新工事の定額制による事業の着実な実施とホームページの一層の充実を図り、申請者に対するサービスの維持向上に努める。また、大阪国際空港に係る民家防音工事補助事業を新関西国際空港株式会社へ円滑に承継するとともに、申請者に対するサービスレベルの維持向上に努める。

当該年度における取組み

大阪国際空港事業本部においては、平成24年7月の関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合による業務承継に支障をきたさぬよう、7月から新関西国際空港株式会社が事業を実施することを、機構ホームページで情報提供を行うとともに、関係市へ協力を依頼し、窓口での掲示や説明及び広報誌への掲載を行うなど、申請者に対する事前周知を十分に行うことにより、新関西国際空港株式会社への業務承継が適正かつ円滑に実施できた。

福岡空港事業本部においては、関係自治体へ協力依頼を行い事業案内の窓口での掲示や広報誌・ホームページへの掲載を行うとともに、申請書の受付状況を早期に把握できる体制を整えるなど連携を図り、事務の効率化に取り組んだ。

さらに、7月の大阪国際空港事業本部廃止にあわせリニューアルした機構ホームページから申請書をダウンロードして入手できるようにするなど、ホームページの内容を充実させ、申請者に対するサービスレベルの向上に努めた。

		平成24年度				平成23年度			
		台数	事業費 (千円)	国庫補助 (千円)	国庫補助 /事業費	台数	事業費 (千円)	国庫補助 (千円)	国庫補助 /事業費
大阪	更新工事①	2	310	176	57%	20	2,114	1,324	63%
	更新工事① (告示日後)	4	409	210	51%	69	7,421	4,084	55%
	更新工事②	8	1,236	800	65%	184	24,099	13,973	58%
	更新工事② (告示日後)	0	0	0	0%	—	—	—	—
	更新工事③	7	917	363	40%	23	3,220	1,629	51%
	小 計	21	2,872	1,549	54%	296	36,854	21,010	57%
福岡	更新工事①	219	22,275	14,514	65%	282	30,540	19,773	65%
	更新工事① (告示日後)	10	1,161	644	55%	24	3,310	2,293	69%
	更新工事②	131	15,420	8,991	58%	165	18,538	10,550	57%
	更新工事② (告示日後)	0	0	0	0%	—	—	—	—
	更新工事③	30	5,497	2,855	52%	2	193	97	50%
	小 計	390	44,353	27,004	61%	473	52,581	32,713	62%
合 計		411	47,225	28,553	60%	769	89,435	53,723	60%

※1 事業費は、更新工事における国庫補助、地方公共団体補助及び住民負担分の合計額である。

※2 事業費のうち、住民負担分は住民基本負担額で整理した。

※3 大阪については、4～6月の3ヶ月の実績値。

(4) 業務の確実な実施 ③移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ③ 移転補償事業については、事務処理の迅速化・効率化を図ること。
また、平成20年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて事業を実施すること。

【中期計画】

- ③ 移転補償事業
イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図る。
ロ 平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で事業を縮減する方向で検討された結果を踏まえて事業を実施する。

【平成24年度計画】

- ③ 移転補償事業
事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図りつつ、事業を確実に執行する。

年度計画における目標設定の考え方

引き続き、申請受付前の隣接関係や相続問題等に対する申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図りつつ、事業を確実に実施することとした。

当該年度における取組み

申請者に対し土地の隣接関係や相続問題等の事前相談等にきめ細かい対応を行うとともに、上半期において実施した土地測量、建物調査、土壌汚染状況調査及び不動産鑑定評価を効率的に行い、下半期においては、それらの調査結果に基づき、申請者との契約交渉を速やかに進めることにより、事業を円滑に実施した。
また、申請促進対策として、関係自治体の広報誌を活用し、移転補償事業の周知を図った。

なお、大阪国際空港においては、新関西国際空港株式会社への事業の承継について、国及び関係自治体と調整を図りつつ、申請者に対する事前周知を十分に行うことにより、適正かつ円滑に業務を承継することができた。

◎ 事業実施状況

大阪国際空港事業本部

年度	区分	土地			建物			借家人		合計
	市別	件数	面積(㎡)	金額(千円)	件数	延面積(㎡)	金額(千円)	件数	金額(千円)	金額(千円)
24年度	豊中市	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0
	伊丹市	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0
	計	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0

福岡空港事業本部

年度	区分	土地			建物			借家人		合計
	市別	件数	面積(㎡)	金額(千円)	件数	延面積(㎡)	金額(千円)	件数	金額(千円)	金額(千円)
24年度	福岡市	4	3,287.00	559,880	1	495.10	73,319	1	11,991	645,190
	大野城市	1	288.54	37,510	0	0.00	0	0	0	37,510
	計	5	3,575.54	597,390	1	495.10	73,319	1	11,991	682,700

（４）業務の確実な実施 ④大阪国際空港周辺の緑地整備

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。
また、平成２０年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて、機構においても事業計画の変更・修正等を行うこと。

【中期計画】

- ④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。特に利用緑地及び緩衝緑地第１期事業について、本中期目標期間内の達成に向けて、国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施する。
また、平成２０年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討されていることから、この結果を踏まえて当機構においても事業計画の変更・修正等を行う。

【平成２４年度計画】

- ④ 大阪国際空港周辺の緑地整備
今後の対応について、国及び関係自治体と調整を図る。

年度計画における目標設定の考え方

都市計画緑地事業の今後の対応について、国及び関係自治体と調整を図ることとした。

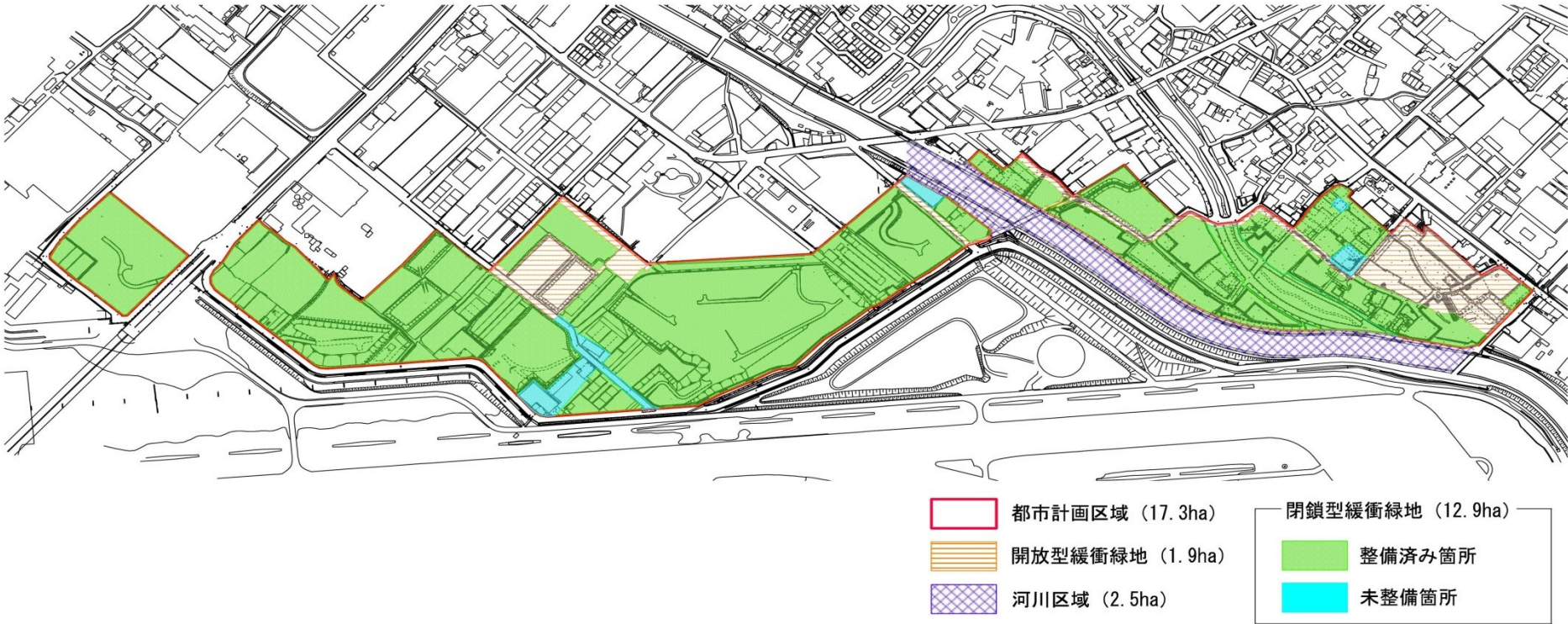
当該年度における取組み

都市計画緑地整備事業については、平成２４年７月の関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合による業務承継に支障をきたさぬよう、国、新関西国際空港㈱等関係者と十分な調整を重ねることにより、適正かつ円滑に業務を承継することができた。

<参考>

都市計画緑地整備事業を積極的に推進するために、関係機関相互の連絡調整の緊密化を図ることを目的として設置されている「大阪国際空港周辺緑地整備推進協議会」の構成員に、平成２４年７月から新関西国際空港㈱が加わった。

平成24年6月現在



I期全体 整備面積	緩衝緑地整備面積 (閉鎖型)	平成23年度末		平成24年度末	
		整備済面積	進捗率 (%)	整備面積	進捗率
				整備済面積	
17.3ha	※12.9ha	12.5ha	96.9%	0ha	96.9%
				12.5ha	

※ I期全体面積(17.3ha)から開放型緑地(1.9ha)、河川(2.5ha)区域の4.4haを控除した数量。
注)進捗率は、閉鎖型緑地面積(12.9ha)に対するもの。

(5) 業務の確実な実施 ⑤福岡空港周辺の緑地整備

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

【中期計画】

⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。

【平成24年度計画】

⑤ 福岡空港周辺の緑地整備

福岡空港周辺の緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ推進することとし、買収済みの土地約0.3haについて造成・植栽を実施する。

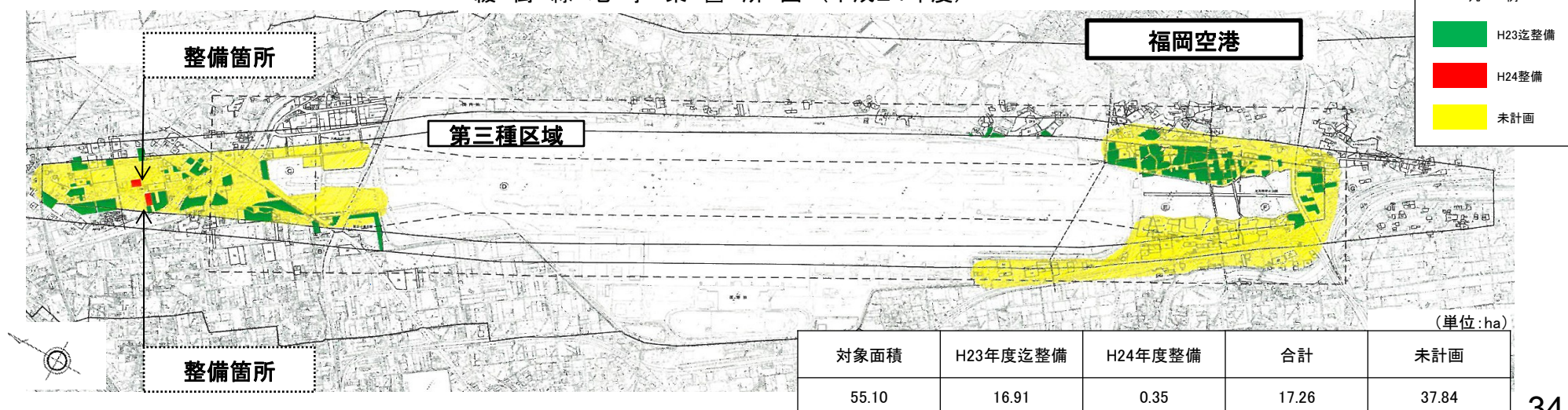
年度計画における目標設定の考え方

緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ、計画的に実施することとした。

当該年度における取組み

買収済みの土地約0.3ha(3,480㎡)について、年度計画どおり造成・植栽を実施した。

緩衝緑地事業箇所図(平成24年度)



(5) 空港と周辺地域の共生

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(6) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

【中期計画】

(6) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の措置を講ずる。

イ 2. (1)、①国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ること等により、積極的に啓発活動を行う。

ロ 環境関係の見学要望や環境学習の受け入れには適切に対応し、空港周辺環境対策の理解を深める。

【平成24年度計画】

(5) 空港と周辺地域の共生

地域に密着した事業を通じて地元住民・自治体との意思疎通を図り、地元の要望も踏まえつつ、空港と周辺地域の共生を図っていく。

イ 国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ることにより、環境学習の講演を行う等の啓発活動を実施する。

ロ 校外学習の受入促進について今後も積極的な方策の検討を行うとともに、環境関係の見学要望や校外学習の一環としての教育機関からの環境学習の受け入れには適切に対応し、環境対策の理解を深める。

年度計画における目標設定の考え方

空港周辺環境対策の啓発活動について、教育機関への出前講座の実施など校外学習への受入促進のための方策の検討を行うとともに、引き続き着実に実施することとした。

当該年度における取組み

連絡協議会で、機構から地域への出前講座も含めた校外学習の働きかけを行うとともに、福岡空港で開催された「空の日」のイベント（平成24年11月3日）に参画し、小学生やその保護者等約180人を対象とした空港内バスツアーを活用し、機構の事業内容とその趣旨について、子どもにも分かり易い資料を用いて理解を求める等の啓発活動を行った。

4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 予算、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

4. 財務内容の改善に関する事項

平成21年度までに欠損金の解消を図ること。

【中期計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算 別紙のとおり

(2) 収支計画 別紙のとおり

(3) 資金計画 別紙のとおり

欠損金については平成21年度までに確実に解消を図ることとする。

【平成24年度計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

(1) 予算 別紙のとおり

(2) 収支計画 別紙のとおり

(3) 資金計画 別紙のとおり

年度計画における目標設定の考え方

年度計画を実施するために必要な予算、収支計画及び資金計画を策定した。

当該年度における取組み

平成24年度において、事務所賃貸料引き下げの実現を図るなど、引き続き一般管理費、事業費等の支出の抑制に努め、予算の効率的な執行を行った。

収支計画については、騒音斉合施設の空き施設を新規貸付けしたことなどにより収入が増加し、一方で経費の抑制等に努めた結果、年度計画と比較して総利益が増加した。

また、資金計画についても、同様の理由から年度計画と比較して次年度繰越金が増加した。

予算

収支計画

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	42,008
業務収入	5,314
補助金収入	7,048
受託金収入	25,337
負担金収入	1,590
長期借入金等収入	2,465
雑収入	60
繰越金受入	193
支出	41,875
大阪固有事業	3,100
福岡固有事業	4,753
受託事業	23,712
その他事業	5,795
人件費	3,487
一般管理費	1,029

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	38,110
経常費用	38,109
業務費用	33,472
大阪固有事業	1,379
福岡固有事業	2,572
受託事業	23,711
その他事業	5,810
一般管理費	4,491
人件費	3,486
物件費	1,001
減価償却費	4
財務費用	146
雑損	0
臨時損失	0
収益の部	39,425
経常収益	39,425
業務収入	5,314
受託収入	25,337
補助金等収益	8,732
財務収益	42
雑益	0
臨時利益	—
純利益	1,315
目的積立金取崩額	—
総利益	1,315

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	43,595
業務活動による支出	38,421
投資活動による支出	1,499
財務活動による支出	3,068
次期繰越金	607
資金収入	43,595
業務活動による収入	40,443
業務収入	5,317
受託金収入	25,337
その他の収入	9,789
投資活動による収入	150
補助金による収入	150
財務活動による収入	1,465
前期よりの繰越金	1,537

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。

※ 中期計画変更後（24年3月）の計数である。

予算

(単位:百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額 (B-A)
収入	3,325	1,868	△1,457
業務収入	753	771	18
補助金収入	533	194	△339
受託金収入	1,949	876	△1,037
負担金収入	87	2	△85
長期借入金等収入	—	—	—
雑収入	3	26	23
繰越金受入	—	—	—
支出	3,269	1,690	△1,579
大阪固有事業	80	75	△5
福岡固有事業	596	421	△175
受託事業	1,763	730	△1,033
その他事業	285	63	△222
人件費	391	301	△90
一般管理費	153	101	△52

収支

(単位:百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額 (B-A)
費用の部	3,283	1,688	△1,595
経常費用	3,283	1,688	△1,595
業務費用	2,733	1,457	△1,276
大阪固有事業	101	101	0
福岡固有事業	582	451	△131
受託事業	1,763	790	△973
その他事業	287	115	△172
一般管理費	543	219	△324
人件費	391	141	△250
物件費	151	77	△74
減価償却費	1	1	△0
財務費用	8	10	2
雑損	—	1	1
臨時損失	—	—	—
収益の部	3,341	1,875	△1,466
経常収益	3,341	1,870	△1,471
業務収入	753	775	22
受託収入	1,949	876	△1,073
補助金等収益	637	213	△424
財務収益	2	1	△1
雑益	—	6	6
臨時利益	—	5	5
純利益	58	187	129
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益	58	187	129

資金

(単位:百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額 (B-A)
資金支出	4,574	4,878	304
業務活動による支出	3,314	1,740	△1,574
投資活動による支出	—	750	750
財務活動による支出	94	346	252
承継等予定額	764	1,530	766
翌年度への繰越金	402	511	109
資金収入	4,574	4,878	304
業務活動による収入	3,325	1,899	△1,426
業務収入	753	769	16
受託金収入	1,949	930	△1,019
その他の収入	623	200	△423
投資活動による収入	500	2,250	1,750
財務活動による収入	—	—	—
前年度からの繰越金	749	729	△20

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。

(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

【平成24年度計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、大阪国際空港事業本部で1,000百万円、福岡空港事業本部で400百万円とする。

年度計画における目標設定の考え方

予見しがたい事故等による資金不足に対応するため、短期借入金の限度額を大阪国際空港事業本部で1,000百万円、福岡空港事業本部で400百万円とした。

当該年度における取組み

短期借り入れの実績なし。

(3) 重要な財産の処分等に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画
該当なし

【平成24年度計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画
新関西国際空港株式会社へ承継するものを除き、該当なし

年度計画における目標設定の考え方

該当なし。

当該年度における取組み

大阪国際空港事業本部に係る財産は、平成24年7月1日をもって新関西国際空港(株)へ承継した。

<参考>

「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」附則第4条に基づき、実施計画について平成24年5月15日に主務大臣の認可を受け承継した資産及び負債の価額については、平成24年9月18日に開催された資産評価委員会において決定された。

※資産評価委員会・・・同法附則第6条及び同施行令附則第6条に基づき、国土交通大臣が任命した、新関西国際空港(株)、財務省、国土交通省（各1名）、学識経験者（2名）により構成された評価委員会。

1. 実物資産の管理・運用等について

(1) 機構の保有する実物資産

① 機構が保有する実物資産の状況

当機構が保有する実物資産のうち、多くを占めるものは、再開発整備事業として、福岡空港の周辺において、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ないものとして整備し民間等に貸付けを行っている騒音斉合施設であり、その他のものとしては、民家防音事業において補助金交付等の業務の効率化のために使用しているシステムに係る備品等がある。

② 実物資産の管理・運用に関する見直し状況

当機構では、独立行政法人の資産全般に関する見直しや会計監査人の助言等を踏まえて、より一層の資産管理・運用の適正化を目的として、内部規程を改廃し、次のような見直しを行った。

- 建物、構築物、土地等の実物資産について毎年度現物実査を行うこと（見直し前は2年に一度）
- 財務諸表における減損の兆候、認識を行ううえでの判断基準の明確化
- 平成22年度から適用される資産除去債務に関する内部処理方法の規定の新設 等

③ 実物資産の保有の必要性等に関する検証状況

- 平成24年度においては、見直し後の内部規程に基づき、すべての実物資産について平成25年3月に現物実査を行い、資産の現状把握を行った。
- また、騒音斉合施設については、国有地上に整備しているものであることから、施設の賃借人の撤退が発生した場合等は、後継テナントの確保の見通しや国有地使用料等のコストを勘案して、事業を継続するか、又は施設を撤去のうえ国有地を返還するか、財務諸表における減損の判断基準等を踏まえ、判断している。
- なお、大阪国際空港における騒音斉合施設については、平成24年7月1日の関西国際空港・大阪国際空港の経営統合に基づき、国土交通大臣に無償譲渡し、新関西国際空港株式会社へ株式として出資された。
- 資産の管理については、システム・機器の保守業務等を従来から外注による業務の効率化を図っており、また外注にあたっては一般競争入札によることにより競争性を高め、費用の削減を図っている。
- 実物資産の管理・運用状況については、監事監査、会計監査人による監査を受けている。

(2) 民間等から賃借する建物等

民間等から賃借する建物等のうち、リース資産である器具備品等については実物資産に準じて現物実査を行う等、適正な管理を図っている。

2. 金融資産の管理・運用等について

- 当機構では、金融資産として現金預金等を有しているが、これらは、日々の支払いのための運転資金や将来の支払いに備えるための所要資金として必要不可欠な資産である。
- 資金のうち、資本金（4億円：大阪国際空港事業本部廃止後の資本金）相当額及び余裕金について、国債などの安全性に配慮した金融商品で運用している。また、運用にあたっては、複数の金融機関から利回り等を提示させ、最も有利な者に引受けさせている。
- 金融資産の管理・運用状況については、監事監査、会計監査人による監査を受けている。
- 大阪国際空港事業本部に係る実物資産及び金融資産については、平成24年7月に当機構から国土交通大臣に無償譲渡し、国土交通大臣から株式として新関西国際空港株式会社へ承継された。また、国以外の出資者である地方公共団体（大阪府・兵庫県）へ、出資金の分配を行った。

3. 次年度以降の見通し

- 平成25年度においても、引き続き保有資産について適正な管理・運用を図っていくこととしている。

<実物資産の状況>

区分	平成24年度末帳簿価額
建物	1,826百万円
構築物	27百万円
器具備品	15百万円

（注）器具備品にはリース資産を含む。

<減損の兆候の判断基準の例>

- 1 遊休状態（貸付目的資産については貸付を行っていない状態）が1年以上継続している場合
- 2 貸付目的資産については、収入が中期計画等の想定から50%以上の下落が生じている場合
- 3 市場価格が帳簿価額から50%以上の下落が生じている場合
- 4 中期計画等による使用しないという方針の決定等

<主な金融資産等の状況>

区分		平成24年度
BS	現金預金、有価証券	1,261百万円
	長期借入金、機構債券	689百万円
PL	財務費用	10百万円
	財務収益	1百万円

（注）24年度末において、未払金は34百万円、預り敷金・保証金は770百万円である。

新関西国際空港株式会社へ承継した資産・負債

1. 大阪国際空港事業本部の新関西国際空港(株)へ承継した資産及び負債

H24.7.1

【参考】資産評価委員会による評価決定書の金額(H24.9.18)

資産の部	
(承継流動資産)	1,560,094,404
現金及び預金	1,530,103,091
未収金	5,354,896
たな卸資産	23,584,360
前払費用	1,052,057
(承継固定資産)	1,913,981,042
(承継有形固定資産)	1,909,104,238
土地	21,500,000
建物	1,758,119,592
構築物	128,424,505
器具・備品	1,060,141
(承継無形固定資産)	1,102,876
電話加入権	72,000
ソフトウェア	1,030,876
(承継投資その他の資産)	3,773,928
長期前払費用	3,773,928
破産・更生債権等	941,807
貸倒引当金	△ 941,807
承継資産合計	3,474,075,446

負債の部	
(承継流動負債)	321,292,829
預り補助金等★	40,000
未払金	4,622,545
未払費用	2,499,573
一年以内返済予定長期借入金	260,735,558
受託業務前受金★	27,370
前受金	51,816,450
賞与引当金	1,551,333
(承継固定負債)	1,706,314,814
資産見返補助金等★	163,288,114
長期預り補助金等★	45,457
空港周辺整備債券	121,600,000
長期借入金	881,630,943
退職給付引当金	29,282,300
預り敷金・保証金	510,468,000
承継負債合計	2,027,607,643

純資産の部	
資本金	750,000,000
利益剰余金	696,467,803
承継に伴う評価差額☆	163,400,941
承継純資産合計	1,609,868,744

資産の部	
(流動資産)	1,540,359,147
現金及び預金	1,530,103,091
未収入金	5,354,896
貯蔵品	75,175
前払費用	4,825,985
(固定資産)	2,010,440,992
(有形固定資産)	2,009,447,205
土地	63,704,000
建物(建物付属設備含む)	1,819,237,000
その他有形固定資産	126,506,205
構築物	125,494,194
工具器具備品	1,012,011
(無形固定資産)	993,787
電話加入権	12,000
ソフトウェア	981,787
(投資その他の資産)	0
その他の資産	941,807
破産・更生債権等	941,807
貸倒引当金	△ 941,807
資産合計	3,550,800,139

負債の部	
(流動負債)	1,202,856,402
未払金	4,622,545
未払費用	2,499,573
借入金	1,142,366,501
前受金	51,816,450
賞与引当金	1,551,333
(固定負債)	661,350,300
空港周辺整備債権	121,600,000
退職給付引当金	29,282,300
預り敷金・保証金	510,468,000
負債合計	1,864,206,702

注)承継資産として、資産と負債の差額 1,609,868,744円を「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置に関する法律」(平成23年法律第54号)附則第5条第11項に基づき当機構から国土交通大臣へ無償譲渡し、国土交通大臣より新関西国際空港株式会社へ株式として出資された。

注)なお、★印の勘定科目は、企業会計基準にはないため修正を行い、その合計額を「承継に伴う評価差額」(☆)として計上した。

(4) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

6. 剰余金の使途
固有事業に充てる。

【平成24年度計画】

6. 剰余金の使途
固有事業の業務運営に必要な経費に充てる。

年度計画における目標設定の考え方

剰余金が発生した場合、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金又は同条第3項に基づく目的積立金として整理することとなるが、目的積立金の使途としては「固有事業の業務運営に必要な経費」としている。

当該年度における取組み

平成24年度における損益計算の結果生じた当期総利益134百万円（承継された大阪国際空港事業本部の当期総利益53百万円を除く）については、平成20年度において繰越欠損金が解消されていることから、平成20年度以降、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理することとしている。

なお、平成24年6月末時点の大阪国際空港事業本部に係る資産及び負債については、平成24年7月1日に新関西国際空港(株)へ承継された。

【当期総利益の主な発生要因】

平成24年度における当期総利益の主な発生要因は、再開発整備事業において、安定的な業務収入の確保及び事業費の抑制に努めたこと等により、費用を上回る収益を得たことによる。

【目的積立金の承認申請をしていない理由】

平成24年度における当期総利益は134百万円（承継された大阪国際空港事業本部の当期総利益53百万円を除く）であり、平成24年度収支計画の総利益（58百万円）を上回っているものの、固有事業の費用が減少したことにより生じた利益ではないため、「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解第74」に定める基準について、合理的な説明が困難であるため。

<利益剰余金又は繰越欠損金の推移>

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
積立金又は繰越欠損金(△)	633百万円	1,045百万円	731百万円
当期総利益又は当期総損失(△)	411百万円	330百万円	※187百万円
期末の利益剰余金又は繰越欠損金(△)の合計額	1,045百万円	1,375百万円	865百万円
目的積立金の申請額	0円	0円	0円
通則法第44条第1項に基づく積立金	1,045百万円	1,375百万円	865百万円

注) 単位未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

※大阪国際空港事業本部事業承継に伴う減少額△53,337,582円

(B/S) 当期総利益 134,172,969円

<参考>

○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）
（利益及び損失の処理）

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りではない。

2 (略)

3 独立行政法人は、第1項に規定する剰余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。

4・5 (略)

○ 独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（平成12年2月16日設定・平成22年10月25日改訂）（抄）

第74 通則法第44条第3項による承認の額

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」（承認前においては「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、主務大臣の承認を得て中期計画で定められることとなるが、独立行政法人の公的な性格により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというのではなく、合理的な使途でなければならない。
- 3 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」が、独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」は、以下のようなものであることが必要である。
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること。
 - (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）。
 - (3) その他独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画 ①給与水準

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 整理合理化計画等で指摘されている給与水準に関する検証及び取組については速やかにかつ適切に対応すること。

【中期計画】

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 当機構の給与水準については、対国家公務員指数が国家公務員の水準を上回っていることから、機構の見直しにおいて行うこととされている、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての検証を平成20年度中に行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、是正のために必要な措置を出来る限り速やかに講じる。

さらに、検証結果及び取組状況については、ホームページ等により公表する。

【平成24年度計画】

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 給与水準

給与水準については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、国家公務員に比して適正な水準となるよう必要な措置を講ずることとし、「国家公務員の給与減額支給措置について」（平成23年6月3日閣議決定）及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成23年10月28日閣議決定）を踏まえ、必要な措置を講ずることとした。

また、その取組状況については、ホームページ等で公表する。

年度計画における目標設定の考え方

給与水準については、国家公務員の水準に比して適正な給与水準となるよう、国の制度改正状況等を踏まえ必要な措置を講ずることとした。

また、その取組状況については、ホームページ等で公表することとした。

当該年度における取組み

< 主な取組 >

- ・「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しを踏まえ、平成24年4月から役員報酬及び職員給与について国と同様の引き下げを実施。
- ・平成25年4月から機構独自であった俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一のものとするため、給与規程の改正を実施。

当機構の対国家公務員指数の平成24年度実績は113.8となっているが、これは本省からの出向者が多いこと、それに伴い地域手当の異動保障を受けている者が多いこと、大阪国際空港事業本部の廃止による組織のスリム化に伴う調査対象者の大幅な減少により個々の給与額が全体に与える影響が大きくなったこと、調査対象者に占める管理職の割合が国家公務員全体の割合より大きいことなどの特殊要因によるものである。

なお、平成25年6月に、平成24年度における取組状況をホームページに公表した。

独立行政法人職員と国家公務員との比較方法

(対国家公務員指数(年齢勘案)の算出方法)

1. 比較職種

同種の職種間で給与水準を比較

① 全ての独立行政法人

法人の「事務・技術職員」と国の「行政職俸給表(一)適用職員」を比較

② 研究職員が在職する独立行政法人

法人の「研究職員」と国の「研究職俸給表適用職員」を比較

③ 病院部門を有する独立行政法人

a 法人の「医師」と国の「医療職俸給表(一)適用職員」を比較

b 法人の「看護師」と国の「医療職俸給表(三)適用職員」を比較

2. 比較する給与

年間給与額について比較

(注)年間給与額とは、公表を行う年度の前年度に支給された給与額(月例給、賞与等の合計額)から、超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除いた額

3. 比較方法

比較対象法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、法人に国の給与水準を持ち込んだ場合の給与水準を100として算出

(考え方)

$$\frac{\text{法人の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}}{\text{国の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}} = \frac{\text{法人が現に支給している給与額}}{\text{国の給与水準で支給したと仮定した場合の給与額}}$$

※「年齢・地域・学歴勘案の指数」の算出に当たっては、年齢別・地域別・学歴別の平均年間給与額と人員数を用いて算出。

H 2 4 年度の取組状況

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」
を踏まえた俸給及び手当の引き下げ

1. 俸給及び手当の引き下げ

- | | |
|-------------|---------------|
| ①俸給月額 | △9.77%～△4.77% |
| ②管理職手当 | △10.00% |
| ③特別都市手当 | 俸給等の減額率に応じて減額 |
| ④期末手当及び勤勉手当 | △9.77% |

2. 引き下げの実施期間

平成24年4月から平成26年3月

3. 措置の実施時期

平成24年4月

給与規程の改正

1. 俸給表の見直し（国家公務員行政職俸給表（一）と同一の俸給表に見直し）

2. 措置の実施時期

平成25年4月

国に比べ給与水準が高くなっている要因

本省からの出向者が多く、それに伴い地域手当の異動保障を受けている者が多い

○地域手当の異動保障を受けている者の割合

行政職俸給表（一）適用の国家公務員（4級地）	12.3%
空港周辺整備機構の職員	31.3%

○異動保障を受けている者全員が東京都特別区からの出向者

<参考>

- 1級地(18%)：東京都特別区
- 2級地(15%)：大阪市等
- 3級地(12%)：名古屋市等
- 4級地(10%)：空港周辺整備機構所在地(池田市・福岡市)等

調査対象者に占める管理職の割合が国家公務員全体の割合より大きい

○国家公務員全体の管理職の割合	17%
機構調査対象者における管理職の割合	25%（16名中4名）

(1) 人事に関する計画 ②定年退職者の補充

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

【中期計画】

② 定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。

【平成24年度計画】

② 定年退職者の補充

定年退職者については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。

年度計画における目標設定の考え方

総人件費について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するとされていることを踏まえ、定年退職者については原則として補充を行わないこととした。

当該年度における取組み

当該年度の定年退職者は該当なし。

なお、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第96号）に基づく国家公務員の退職手当の見直しに準拠し、役員退職手当支給規程を改正した。（平成25年3月26日改正・施行）

<参考>人件費総額(実績)

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 266,535	千円 523,118	千円 (%) △256,583 (△49.0)	千円 (%) △421,950 (△61.3)
退職手当支給額 (B)	千円 3,027	千円 43,969	千円 (%) △40,942 (△93.1)	千円 (%) △29,517 (△90.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 17,798	千円 35,081	千円 (%) △17,283 (△49.3)	千円 (%) △29,485 (△62.4)
福利厚生費 (D)	千円 44,544	千円 82,269	千円 (%) △37,725 (△45.9)	千円 (%) △66,818 (△60.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 331,904	千円 684,437	千円 (%) △352,533 (△51.5)	千円 (%) △547,770 (△62.3)

(2) 新関西国際空港株式会社への承継

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」(平成23年法律第54号)において、大阪国際空港に係る機構が行っている業務並びに機構の権利及び義務を平成24年7月1日をもって新関西国際空港株式会社に承継することとされたところであり、その適性かつ円滑な承継を図るため、機構は必要な措置を講ずること。

【中期計画】

(3) 「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」(平成23年法律第54号)において、大阪国際空港に係る機構が行っている業務並びに機構の権利及び義務を、平成24年7月1日をもって新関西国際空港株式会社に承継することとされたところであり、その適正かつ円滑な承継を図るため、機構は必要な措置を講ずる。

当該年度における取組み

新関西国際空港株式会社への業務等の承継に関する取組については、大阪国際空港事業本部において、組織・人員縮減を行いながらも、組織一丸となって通常業務の更なる合理化・簡素化などの努力を行いながら、各事業等の課題解決に向けた取組として抽出した39項目にも及ぶ課題等への取組や7種の会議(開催回数39回)での打ち合わせなどの取組を行うことにより、平成24年7月1日をもって新関西国際空港株式会社へ適正かつ円滑に承継することができた。

また、承継に伴う大阪国際空港事業本部の廃止及び福岡空港事業本部への本社機能の移転も円滑に行うことができた。

承継及び本社機能移転を行うにあたっては、以下のような取組を行った。

○「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置に関する法律」(平成23年法律第54号)附則第3条第1項に基づき国土交通大臣が定めた「承継方針」に従い、同法附則第4条第3項に基づき、「承継実施計画」を作成し、国土交通大臣の認可を受けた。

○機構内ワーキンググループを平成22年11月に設置し、課題や問題点の抽出・整理を行い、その解決に向けた取組を組織一丸となって取り組んだ。

○関西国際空港・大阪国際空港経営統合の円滑な実施に資するための国が開催する各種会議に参加し、情報の提供及び共有を図った。

○機構が行う各事業を新関西国際空港株式会社へ承継することについて、機構ホームページや関係市の広報誌を活用し周知を図るとともに、騒音斉合施設の賃借事業者及び移転補償の未補償物件の対象者と個別面談により説明を行った。

○業務承継に向けた財務・組織・業務・法務等に係る円滑な実施を図るために国土交通省大阪航空局が契約した、監査法人とのアドバイザー契約を活用し、有識者(公認会計士等)の助言・指導・作業補助等を受けることで、円滑かつ効率的な承継を図った。

第1. 新関西国際空港株式会社への承継に関する実施計画

○「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置に関する法律」(平成23年法律第54号)に基づき、国土交通大臣は「承継方針」を定め、関西空港会社及び機構に対し「承継実施計画」の作成を指示する。指示を受けた両者は「実施計画」を作成し、国土交通大臣あて認可申請を行う。

○承継に関する実施計画で定めるべき事項は、

1. 会社に引き継がせる関西空港会社の事業及び機構の業務の種類及び範囲

- (1) 緑地帯その他の緩衝緑地帯の造成及び管理に関する業務
- (2) 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の建設及び管理に関する業務
- (3) 航空機騒音障害防止法第8条の2に規定する工事に関する助成に係る業務
- (4) 航空機騒音障害防止法第9条第1項の規定による同項に規定する建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第2項の規定による土地の買入れに関する業務
- (5) (1)から(4)に掲げる業務に附帯する業務

2. 会社に承継させる関西空港会社及び機構の資産、債務その他の権利及び義務

- | | | | | |
|--------|-----------|--------|------------|--------------------|
| (1) 資産 | ①現金及び預金 | (2) 債務 | ①未払金 | (3) その他の権利及び義務 |
| | ②未収金 | | ②未払費用 | ①職員の雇用契約に関する権利及び義務 |
| | ③たな卸資産 | | ③前受金 | ②契約に係る権利及び義務 |
| | ④前払費用 | | ④預り金 | ③協定等に係る権利及び義務 |
| | ⑤有形固定資産 | | ⑤賞与引当金 | ④その他の権利及び義務 |
| | ⑥無形固定資産 | | ⑥長期借入金 | |
| | ⑦投資その他の資産 | | ⑦空港周辺整備債券 | |
| | | | ⑧退職給付引当金 | |
| | | | ⑨預り敷金及び保証金 | |

3. その他会社への関西空港会社の事業等及び機構の業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項

- (1) 手続中の事務の取扱いに関する事項
- (2) 法附則第6条第4項に規定する関係地方公共団体に分配する財産に関する事項
- (3) 承継に関する実施計画作成後の承継内容の変更等に伴う権利及び義務の承継に関する取扱いに関する事項

< 参照条文 >

『**関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律**
(平成二十三年五月二十五日法律第五十四号)』抜粋

附 則

(承継方針)

第三条 国土交通大臣は、関西空港会社が営んでいる事業並びに関西空港会社の権利及び義務(以下「**関西空港会社の事業等**」という。)並びに独立行政法人空港周辺整備機構(以下「**機構**」という。)が行っている業務並びに機構の権利及び義務(以下「**機構の業務等**」という。)の会社への適正かつ円滑な承継を図るため、関西空港会社の事業等及び機構の業務等の承継に関する方針(以下この条及び次条において「**承継方針**」という。)を定めなければならない。

2 承継方針は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めることとする。

- 一 会社に引き継がせる**関西空港会社の事業及び機構の業務の種類及び範囲**
- 二 会社に承継させる**関西空港会社及び機構の資産、債務その他の権利及び義務**
- 三 その他会社への**関西空港会社の事業等及び機構の業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項**

4 承継方針は、前項に規定するもののほか、機構の業務等のうち、大阪国際空港に係るもの(附則第六条第四項の規定により同項の政令で定める関係地方公共団体に対して分配される財産を除く。)を会社に承継させるよう定めなければならない。

5 国土交通大臣は、承継方針を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(実施計画)

第四条 国土交通大臣は、承継方針を定めたときは、関西空港会社及び機構に対し、**関西空港会社の事業等又は機構の業務等の承継に関する実施計画**(以下「**実施計画**」という。)を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。

2 実施計画には、前条第二項各号に掲げる事項(関西空港会社にあつては関西空港会社に係る事項に限り、機構にあつては機構に係る事項に限る。)について記載するものとする。

3 関西空港会社又は機構は、第一項の規定による指示があつたときは、国土交通大臣が定める期間内に承継方針に従い実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4 関西空港会社又は機構は、実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 国土交通大臣は、前二項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第2. 新関西国際空港株式会社への承継に向けた取り組み

平成22年5月の「国土交通省成長戦略」及び関西国際空港・大阪国際空港の経営統合に関する意見交換会第1回（H22. 9月）などの国の動向を受け、空港周辺整備機構におけるさらなる体制強化を図るため、ワーキンググループを設置し、承継に向けた取り組みを実施した。

1. ワーキンググループの設置

新関西国際空港株式会社へ、適正かつ円滑な承継を図るため、大阪国際空港事業本部に各課長をメンバーとするワーキンググループを設置し、平成22年11月から計8回の打ち合わせを実施。承継に向けた現状把握・検討事項の洗い出し・スケジュールの確認などを行った。

○ワーキンググループの開催状況

機 構 内 W G の 開 催 状 況		
第1回	H22. 11. 1	・経営統合に関する現状の把握 ・機構改正に係る制度設計案の検討 ・機構組織移行案の検討
第2回	H22. 12. 9	・業務承継に係る検討事項の洗い出し・確認
第3回	H23. 2. 4	・業務承継に向けた作業工程表の作成
第4回	H23. 4. 27	・関空伊丹統合スケジュール案 ・業務承継に向けた作業工程表案 ・承継に関する実施計画（素案）
第5回	H23. 7. 27	・経営統合に関する組織設置について（経営統合準備協議会、経営統合準備室） ・新関空会社後における現行環境対策事業 ・事業毎の想定スケジュール ・大阪局のアドバイザー契約の役割とその対応 等
第6回	H23. 10. 21	・業務承継に向けた課題の抽出、認識 ・作業工程表
第7回	H24. 2. 16	・承継及び本社機能移転の進捗状況の共有 ・課題、問題点の整理
第8回	H24. 5. 15	・承継に向けた機構内取り組みのまとめ ・引っ越し準備等スケジュール

2. 関係機関、周辺自治体等との意見交換会等

関西国際空港・大阪国際空港経営統合の円滑な実施に資するための国が開催する各種会議に参加し、関係機関、関係自治体等と意見交換を行い、情報の提供及び共有を図った。

○関係機関、周辺自治体との意見交換会(国土交通省航空局主催、計7回)

【意見交換会の出席者】

- ・第1回 : 平成22年 9月30日
 - ・第2回 : 平成22年11月22日
 - ・第3回 : 平成22年12月21日
 - ・第4回 : 平成23年 1月20日
 - ・第5回 : 平成23年 2月18日
 - ・第6回 : 平成23年11月30日
 - ・第7回 : 平成24年 3月30日
- ・大阪府
 - ・兵庫県
 - ・和歌山県
 - ・大阪市
 - ・大阪国際空港周辺都市対策協議会
 - ・泉州市・町関西国際空港対策協議会
 - ・(社)関西経済連合会
 - ・大阪商工会議所
 - ・神戸商工会議所
 - ・関西国際空港(株)
 - ・国土交通省
 - ・国土交通省航空局
 - ・国土交通省大阪航空局 他

○関西国際空港・大阪国際空港経営統合準備協議会(国土交通省航空局主催、計2回) (関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に向けた所要の準備を円滑に進めていくために設置)

【メンバー】

- ・第1回 : 平成24年 8月 9日
 - ・第2回 : 平成24年11月30日
- ・国土交通省航空局
 - ・大阪航空局
 - ・関西国際空港(株)
 - ・(独)空港周辺整備機構

○自治体等への説明(国土交通省航空局主催、計5回)

- ・平成22年10月20日 大阪国際空港調停団、伊丹市
- ・平成22年11月 5日 大阪府、兵庫県、伊丹市
- ・平成22年11月12日 豊中市、池田市、川西市、宝塚市
- ・平成22年11月30日 大阪府、兵庫県、11市協5市(伊丹市、豊中市、池田市、川西市、宝塚市)
- ・平成24年 4月19日 大阪府、兵庫県、11市協5市、新関西国際空港(株)

3. 各事業の周辺住民及びテナント業者への説明

- ・再開発整備事業 : 平成23年12月から平成24年1月にかけて、各テナント事業者と面談を行い、当該事業については新会社移行後も、原則現行の契約どおり承継する旨の説明を行った。
- ・移転補償事業 : 国の受託事業であり、事業の責任者は国であるため、機構において移転補償事業対象区域の未補償物件の対象者に対して周知することは難しいと判断したが、以前価格交渉により破談した対象者については個別に説明を行った。また、業務等承継にかかる実務について、機構のホームページにて周知を行った。
- ・民家防音事業 : 平成24年1月から機構のホームページにて、業務等承継にかかる詳細な実務について掲載するとともに、関係市の広報誌へも掲載依頼を行った。また、引き続き空港周辺住民の方々から問合せがある、民家防音事業の電話番号については、新関西国際空港株式会社へ業務等が承継されても同番号となるように取り組んだ。

4. 監査法人とのアドバイザー契約(国土交通省大阪航空局契約)

業務承継に向けた財務、組織・業務、法務等に係る円滑な実施を図るために国土交通省大阪航空局が契約した、監査法人とのアドバイザー契約を活用し、有識者(公認会計士等)の助言・指導・作業補助等を受けることで、業務等承継を適正かつ円滑に実施することができた。

【契約相手方】

- ・新日本有限責任監査法人

5. 機構における業務に関する実績・総括

承継に向けた機構内での具体的取組項目及び会議等開催については、以下のとおり。

承継の実現に向けた取組項目及び会議

総務・企画関係

- 1 事務所移転に関する調整、備品整理等
- 2 現事務所解約関係調整
- 3 新会社の組織・要員関係
- 4 プロパー職員の検討
- 5 派遣職員の検討
- 6 給与形態の調整
- 7 現宿舍の調整
- 8 各種規程類の改正
- 9 保存文書の引継等
- 10 中期計画の変更
- 11 承継に関する実施計画の策定
- 12 株式発行計画に関すること
- 13 課内ミーティング

会計関係

- 1 資産評価に関すること
- 2 承継する契約分類、相手方への通知検討
- 3 固定資産の承継作業
- 4 大阪本部分の仮決算についての検討
- 5 地公体への分配財産の調整
- 6 福岡本部への移転及び残務処理調整
- 7 会計規程の調整
- 8 課内ミーティング

再開発整備事業

- 1 国有地の新会社出資関係
- 2 貸付相手方への周知面談
- 3 買い戻し特約抹消登記検討
- 4 借受県有地の調整
- 5 所有資産の所有権移転手続き
- 6 課内ミーティング

緑地造成事業

- 1 利用緑地未補償物件引継
- 2 覚書等の改定
- 3 今後の緑地事業に関する調整
- 4 課内ミーティング

移転補償事業

- 1 住民への周知活動

民家防音事業

- 1 民家防音事業スキーム検討
- 2 地公体要綱改正に係る調整
- 3 新会社用要綱作成
- 4 住民への周知活動
- 5 助成申込に係る検討
- 6 地公体との事務協力関係検討
- 7 課内ミーティング

(合計 39 項目)

各種会議等

各種会議等	開催回数
1 機構内WG	8
2 監査法人との定例会	14
3 監査法人からのヒアリング	5
4 監査法人との個別会	3
5 緑地担当者会議	4
6 会計担当者会議	6
7 給与担当者会議	2
計	42